

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 門真寝屋川（二）増補幹線外 伝送設備機能増設工事

2. 随意契約理由

門真寝屋川（二）増補幹線外、寝屋川北部管内の各増補幹線は寝屋川北部地下河川に繋がっており、流域下水道幹線から越流した雨水を、これら増補幹線を経由し地下河川へ流入させることで、内水浸水を防ぐ非常に重要な施設です。

地下河川との接続箇所である立坑にはゲートが設置されており、地下河川の水位が規定以上となった際には、それ以上の流入を遮断するためにゲート閉鎖を行う必要があります。

本工事は、これらゲートの遠隔操作や立坑水位の監視を行う増補幹線監視制御設備の更新や通信方式の変更に伴い、関連する既設設備の機能増設を実施するものです。

今回機能増設を行う設備は、増補幹線ゲート設備の運転操作や地下河川立坑水位の監視を行うための設備であり、これらは電氣的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求仕様を満足するよう製作されています。そのため、既設設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、更に機能増設後は既設設備を含めた電気設備の機能動作確認を行う必要があります。

従って本工事を施工するにあたっては、当該設備の設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから本工事を施工できるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施した株式会社シンフォニアテクノロジー以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により同社大阪支社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。